

「信州の木」木質構造建築工事 特記仕様書の解説

再生可能な木材を利用したやさしい社会づくり

長野県には、県土の78%を占める豊富な森林があります。森林は光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し木材として炭素を貯蔵します。

木材は森林から切り出され、住宅などに使われますが、伐採された後も50年、100年と解体されるまで建物となって炭素を貯蔵し続けます。また、新たに植林された森林は再び二酸化炭素を吸収し、炭素として木材に蓄えられる循環を繰り返しています。

このように木材は再生可能な循環型社会の構築に適した資源であり、その利用を推進することが環境にも人にもやさしい社会の構築につながります。

ふるさとの木を大切に育て活用することにより、自然の持つ循環の仕組みを基調とした持続可能な循環型社会を目指し、環境にやさしく、うるおいある公共空間を実現するため、「信州の木」による公共建物の推進を目的として本特記仕様書を作成いたしました。

本特記仕様書を活用されることにより、「信州の木」による高品質な、公共の建物づくりが進むことを期待しております。



「信州の木」とは？

ここでいう「信州の木」とは、長野県の森で育ち生産された木材のことをいい、県産材と同義語です。

本特記仕様書の使い方について

この特記仕様書は、長野県における公共建物の構造材あるいは造作材に「信州の木」を用いる工事の木工事に係る部分を対象とした標準的な特記仕様の記入様式です。特殊な工事や仕様のために記入欄がない場合や該当しない項目は、適宜訂正してください。

この特記仕様書は、直接記入しながら作成することを前提にレイアウトされていますので、当該工事ごとに作成してください。選択できる項目には、□（チェックボックス）が付いていますので選択した項目に■（チェック）を入れてください。ただし、その他にチェックを付ける場合は、その内容も記入してください。

1. 一般事項

1.1 適用範囲

この特記仕様書は、長野県における公共建物の構造材あるいは造作材に「信州の木」を用いる工事の木工事に係る部分を対象とし適用します。木工事以外は、別に定める特記仕様書に従ってください。

1.2 目的

循環型社会を目指し、環境にやさしく、うるおいのある公共空間を実現するため「信州の木」による、公共建物の建設等を推進します。

この特記仕様書を活用することにより「信州の木」が広く活用されるとともに、所定の品質を確保した公共の木造建物づくりを推進することを目的としています。

1.3 設計図書

設計図書とは、指示書、設計図面、特記仕様書及び仕様書をいいます。指示書には、建築主や工事監理者と工事施工者が現場で打ち合わせた記録、質問回答書及び現場説明書なども含まれます。

1.4 適用基準

設計図面は、配置図、各階平面図及び仕上げ表などで構成されていますが、これらの図面では表せない施工方法や材料などがあります。仕様書は、これらの設計図面で表せない事項を補足するものとして下記の仕様書などがあります。ただし、これらの仕様書は、標準的な仕様をまとめたもので、特殊な工法を行う場合は、当該工法ごとに仕様書を作成することが必要です。

また、これらの仕様書は、定期的な見直しや、建築基準法改正などに応じた改訂も実施されていますので、利用する際にはできるだけ最新のものを利用します。

- 木造住宅工事仕様書（住宅金融支援機構監修）
- 木造建築物工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 11 木工事（社団法人日本建築学会編集）

1.5 施工図

施工図を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受けますが、必要により接合部等のモックアップを作成する場合は、項目を選択してください。

また、プレカットを行う場合で、プレカット図を施工図として取り扱う場合も、同様に項目を選択してください。

1.6 製作工場及び木工事を請負う業者の選定

設計図書に基づき、施工規模、仕口・継手等の加工内容を勘案した施工実績のある製作工場や木工事技能者を選定する必要がある場合は、項目を選択してください。

なお、選定に当たって考慮した、工場の施工能力・実績や工事に携わる建築大工の技能・実績等の選定理由について明確にすることが必要です。

1.7 各種試験及び試験成績書の提出

設計図書に定められたもの又は監督職員の指示のある各種試験には、木材及び接合金物の品質・性能試験などがあります。これらの試験は、公的試験機関又は監督職員の認める試験機関で実施します。試験機関で発行された試験成績書などは、監督職員に提出し確認を受ける必要があります。

また、工事工程ごとに設計図書どおりであることを確認した、検査記録・施工記録や建方検査記録などを監督職員に提出して確認を受けます。

